平野台規約細則

第１条　規約第１１条２項の区費は１ヶ月４００円とし、４月及び１０月に半年分を前納する。

第２条　規約第１１条５項及び６項の区外区費と特別区費は次の通りとする。

１区画	年額	1,000 円
特別区費	年額	3,000 円

第３条　規約第６条の役員等の報酬は次の通りとする。

１、	区長	年額	200,000 円
２、	公民館長報酬	年額	960,000 円
３、	副区長	年額	400,000 円
４、	副公民館長報酬	年額	480,000 円
５、	会計	年額	560,000 円
６、	会計報酬	年額	156,000 円
７、	幹事	年額	50,000 円
８、	組長	年額	20,000 円
９、	ゴミ減量化分別推進委員	年額１人	15,000 円
１０、	会計監査員監査時	１人	5,000 円

第４条　規約第 12 条第１項に定める出産お祝い金については､1 人当たり 5,000 円を贈る。又死亡弔慰金については、5,000 円を贈る。

第５条　規約第６条４項役員及び職員の服務は、次の通りとする。

１、　会計及び副区長は非常勤とする。

２、　三役については災害補償保険に加入する。

３、　職員の任用は、公募し、役員会において決定する。

４、　職員の任期は１年とし、再任については役員会で決定する。

５、　職員の給与は県の最低賃金をもとに歳出する。
（社会保険に加入）

５の２　職員の退職金は、次の各号に基づき支給する。

①　勤続年数１年につき 70,000 円支給する。

②　勤続年数に端数月が生じる場合は、その端数月は切り捨てる。

③　60 才以上の採用者については、退職金は支給しない。

④　年間 70,000 円を積み立てるものとし、特別会計により管理する。

６、　職員の休日は日曜日、月曜日、国民の祝日及び年末年始、夏季休暇（公民館休館日）とする。

７、　職員の勤務時間は午前９時～午後５時とするが、その勤務時間の範

囲で時差出勤を行うことが出来る。

８、　職員に対して区長は特に必要がある場合、休日の出勤を命ずる事がある。この場合の休日出勤は代休を与える。

９、　役職員が業務により出張した場合の旅費は実費を支給する。但し、自家用車を使用した場合は、バス、ＪＲ等の運賃額を実費とみなして支給する。

１０、役員による下記の開館運営費については、1時間800円を支給する。役員以外の場合は、役員会で協議して決定する。

火曜日～土曜日	午後５時～午後９時
日曜日	午前９時～午後５時

１１、公民館の開館時間及び休館日は市条例による。

〈参考〉

国民の祝日	休館日
月曜日	休館日
火曜日～土曜日	午前９時～午後９時
日曜日	午前９時～午後５時
夏季休館	８月１０日～１６日
冬季休館	１２月２８日～１月５日

第６条　この細則は平成８年４月１日より実施する。

平成　8年4月一部改定
平成 10 年 4 月一部改定
平成 12 年 4 月一部改定
平成 16 年 4 月一部改定
平成 18 年 4 月一部改定
平成 19 年 4 月一部改定
平成 20 年 4 月一部改定
平成 21 年 4 月一部改定
平成 24 年 4 月一部改定
平成 25 年 4 月一部改定
平成 26 年 4 月一部改定
平成 27 年 4 月一部改訂
平成 28 年 4 月一部改定
平成 30 年 4 月一部改定
令和　2年4月一部改定
令和　3年4月一部改正
令和　6年4月一部改正